

NO. 51 2011年10月25日発行  
発行責任者 森越 初美  
TEL 03-5320-7412(直)  
内線 63-210  
FAX 03-3349-1502  
Eメール info@eiseikyoku-shibu.com  
URL http://www.eiseikyoku-shibu.com

# えいせい

## 東京都人事委員会へ要請行動

都庁職は、10月14日、東京都人事委員会に対して要請行動を行いました。「月例給の引き下げ勧告はありえない」「都の民間給与実態調査結果に基づき改善勧告を行え」「高齢期雇用制度について、労働組合との協議を尊重し、安心して働ける体制を」など、組合員の切実な要求を実現するよう要請しました。(要請内容、人事委員会の回答は、支部が要約したものです。)

### 人事院のマイナス勧告は平均年齢が上昇

人事院は、月例給を899円0.23%引き下げる勧告を行いました。その背景として、行(一)適用者においては、平均年齢が0.4歳上昇し平均給与月額が増加していることをあげています。平均年齢が上昇して平均給与月額が上がっている背景として、在職期間の長期化で高齢者の退職が減少し、給与月額が高い50歳台の割合が高まっていることをあげ、給与月額の低い若年層が大きく減少していることをあげております。

### あらゆる調査で民間賃金が上回っている

民間における春闘相場では、日本経団連大手1.85%、中小1.64%、連合1.71%、国民春闘共闘1.87%であり、産業労働局の調査では加重平均の賃上げ率は1.74%となっております。

### 都の年齢構成は若返ってきている

都において職員の年齢構成はどうか。昨年の2

民間における春闘相場では、日本経団連大手1.85%、中小1.64%、連合1.71%、国民春闘共闘1.87%であり、産業労働局の調査では加重平均の賃上げ率は1.74%となっております。

です。したがって、都人事委員会勧告において月例給においてマイナス勧告はあり得ないと考えます。ここ10年来、賃金改善が行われておらず、苦しい生活を余儀なくされている都職員の生活改善のためには必ず増額の勧告を行うよう要請します。

### 一時金について

人事院勧告では、東北3県を除いて3,987円とし、過去3年分の東北3県の状況を勘案して、改定見送りの勧告をおこなっています。東京都においては、東北3県のデータは関係ありません。また、日本経団連、連合、国民春闘共闘とも昨年冬、今年の夏の一時金は増額傾向であり、都人事委員会が増額勧告を行うよう要請します。

### 地域手当の本給繰り入れについて

再三再四要請しています。地域手当が18%となり、給与構造改革が終了したと言われておりますが、島しょで働く職員にとっては実質マイ

ナスの賃金改定でしかなく、その不満は爆発せんばかりとなっております。この矛盾を解決すべく都人事委員会は英断をもって対応していただくことを要請します。

### 住宅手当について

昨年、扶養を有する職員に対する加算を廃止し、手当額を8,500円とし、単身赴任手当を受給する世帯主等に対しても同様の見直しが行われました。さらに、「引き続き、その根幹に立ち返って検証し、今後の制度のあり方を検討していく」とされていますが、国との制度の違いや住宅事情が困難な首都圏での生活を考えれば、住宅手当は拡充こそすれ、削減などを行わないよう要請します。

### 看護師確保について

昨年人事委員会は「人材確保の観点から、適切な初任給水準を確保していく」としながら、「フラットな昇給カーブへの転換を進める」と看護師確保には逆行する考え方を示しています。医療人材の

確保に相応しい方針を提起していただくことを要請します。

### 研究職給料表について

前回の都庁職の要請の際に、都人事委員会は「給料表新設当時と現在では情勢が大きく異なり、適用対象機関・職員数の減少が顕著であることなど、給料表を別建てとする意義について、改めて検証を行う必要がある」とされましたが、都庁職としては受け入れられません。都政において各分野で業績をあげている研究職に携わる職員の労苦に報いる制度の改悪は認められません。引き続き別建てとすることを求めます。

### 定年延長について

都においては高齢者雇用制度を労使交渉で構築してきた歴史があります。定年延長も基本的にはそのように行われるべきと考えています。都人事委員会はそのことを踏まえて対応していただくよう要請します。

# 人事委員会の回答

要請内容に真摯に答えるものではなく、組合員が切実に求めている要求に対し、不誠実な回答であり支部は抗議する。

## 民間調査は50人以上のになぜか30人以上

響によるものであると考えられる。

最初に、統計調査における都内の民間賃金の動向と、大都市における勧告の状況について申し上げます。総務局が公表している毎月勤労統計調査における本年4月の都内民間賃金の状況を見ると、30人以上の民間事業所では、きまって支給する給与は、前年同月比で0.8%の減少、所定内給与は同じく1.00%の減少となっている。

## 国の調査と違うというながら国と他都市の動向を気にする東京都

人事院は、本年の勧告に際し、国家公務員と民間給与の地域別較差を公表し、東京地域の較差はプラスの0.16%としているが、これは、国家公務員と民間従業員とを比較した結果であり、東京地域における国家公務員の職員構成等が大きく影響したものであることから、直接、都における較差に関わるものではない。

## 給料表について

一方、民間の賞与の状況については、産業労働局が公表している都内の経済要求妥結調査を見ると、昨年冬の賞与の妥結額は、加重平均で前年比0.84%の減、本年夏の賞与では、同じく0.07%の減となっている。

こうした結果から、本年の民間賃金の状況は引き続き厳しい状況にあることがうかがえ、厳しい経済情勢の影響

給料表改定にあたって、職責の反映と昇給カーブのフラット化を重視した改定を行うことにより給料表構造の改革を進めてきた、今後も、職責や能力・業績を的確

に給料表に反映していくことが重要な課題であると考えている。

## 特別給について

民間の賞与における考課査定分の割合は、一般従業員の場合でも4割を超える状況となっており、こうした結果も踏まえながら、成績率の適用範囲の拡大について重ねて意見を述べてきた。引き続き言及を行う考えである。

## 研究職給料表について

研究職給料表については、適用人文機関・職員数の減少が顕著であり、給料表を別建てとする意義について改めて検証が必要である。給料表のあり方について、見直しを行っていく。

## 人事制度 給与制度

都政の高度化・複雑化の一層の進行、職員構成の変化、年金支給開始年齢の引上げなど、都の人事制度を取り巻く環境が大きく変化する中、人事制度を全般的・抜本的に見直していくことが重要な課題であると考えている。給与制度についても、より

職責・能力・業績を反映したものとしよう、民間の動向や、都民意識の変化を適切に踏まえながら、不断に検証を行い、見直しに努めていく必要があると考えている。

## 今後の日程

★支部委員会	日時	10月25日(火)	15時30分
★なくせ原発10・30大集会	日時	10月30日(日)	11時
★労連会議室	場所	第2庁舎10階都	
	場所	福島県 四季の里	

## 衛生局支部定期大会

日時 11月24日(木) 13時30分～  
会場 都庁職大会議室

## 生協からのお知らせ

きょう10月25日(火)のお昼休み

☆丹波黒豆の枝豆200g  
組合員270円、その他300円

☆平核無柿5玉  
組合員400円、その他450円

衛生局支部書記局27階南側



「10・20いのちを守る国民集会」5500人が日比谷野音につどう